

小松市民病院訪問看護ステーション管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小松市病院事業の設置並びに管理条例(昭和41年小松市条例第44号)第几条第 項の規定に基づき、国民健康保険小松市民病院に置かれる訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 小松市民病院訪問看護ステーション

位 置 小松市向本折町ホ60番地

(基本方針)

第3条 事業所は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)を利用する者(以下「利用者」という。)の心身の特性を踏まえるとともに、常に利用者の立場に立って、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止又は要介護状態になることの予防に資するよう療養上の目標を設定し、心身機能の機能回復を目指すものとする。

3 事業所は、利用者の意向を踏まえ、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所並びに居宅介護サービス事業者、医療機関、調剤薬局及び介護保険施設と連携を密にし、利用者に必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、訪問看護の提供にあたっては、常に利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って行うものとする。また、利用者又は家族若しくは後見人(以下「家族等」という。)に対して療養上必要な事項について指導し、又は説明する場合にあつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、理解しやすい表現や用語を用いて行うものとする。

5 事業所は、訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又は家族等に対して適切な指導を行い、主治医並びに市町村、居宅介護支援事業所並びに居宅介護サービス事業者、医療機関、調剤薬局及び介護保険施設に対して情報提供を行うものとする。

6 前各項のほか、事業所は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)に定める内容を遵守するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者職員の指揮管理及び訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握

その他の管理を一元的に行うものとし、常勤の保健師又は看護師1名をもって充てる。

(2)看護職員次に掲げる業務を行うものとし、常勤換算で2.5名以上を確保するものとする。

ア 訪問看護計画書を作成し利用者に提供する。

イ 訪問看護計画書に基づき訪問看護を実施し、訪問看護報告書及び訪問看護記録書を作成する。

(3)事務職員1名以上

(4)その他病院事業管理者が必要と認める者事業所の実情に応じた適当数

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日は、次に掲げる日を除く日とする。

(1)土曜日及び日曜日

(2)国民の祝日に関する法律(平成23年法律第178号)に規定する休日

(3)12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の営業日における営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、利用者から緊急対応の要請があった場合で、管理者が特に必要であると認めたときは、第1項に規定する営業日以外の日又は第2項に規定する営業時間以外の時間においても訪問看護を実施することができるものとする。

(業務の内容)

第6条 事業所で行う訪問看護の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)訪問看護計画書の作成及び提供

(2)訪問看護計画書に基づく訪問看護

(3)訪問看護報告書の作成

(4)主治医への報告、情報提供

(5)市町村、居宅介護支援事業所並びに居宅介護サービス事業者、医療機関、調剤薬局及び介護保険施設との連携

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、本市の全域とする。

(利用料)

第8条 事業所は、利用者から小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）第11条に規定する訪問看護に係るその他の使用料を徴収するものとする。

2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 規定する訪問看護に係るその他の使用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

4 事業所は、利用者又は家族等に対して、利用料について明確に区分した請求書及び領収書を交付するものとする。

5 事業所は、訪問看護の提供開始に際し、あらかじめ利用者又は家族等に対して、利用料の内

容及び金額を文書で説明した上、その支払いについて、書面により同意を得るものとする。

(訪問看護計画)

第9条 看護職員は、主治医の指示、利用者の希望及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を交付するものとする。

2 看護職員は、訪問看護計画書を交付する際には、あらかじめ利用者又は家族等にその内容について説明を行い、同意を得なければならない。

3 看護職員は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成するものとする。

4 看護職員は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

(苦情処理)

第10条 訪問看護の提供に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、事業所に苦情相談窓口を設置し、利用者又は家族等から苦情があった場合は、必要な改善を行うものとする。

2 事業所は、提供した訪問看護の苦情に関し、市町村が行う文書その他物件の提出又は提示の求め又は当該市町村職員からの質問又は照会に応じ、当該市町村が行う調査に協力しなければならない。また、市町村から是正の求めがあった場合には、必要な改善を行い、その結果を市町村に報告するものとする。

3 事業所は、提供した訪問看護の苦情に関し、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から是正の求めがあった場合は、必要な改善を行い、その結果を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(緊急時における対応)

第11条 訪問看護の実施中に、利用者に病状の急変及び緊急事態が生じたときは、看護職員は、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求めるとともに、必要な処置を講じるとともに、管理者に連絡するものとする。

2 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、事業所は、家族等、市町村及び居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 賠償すべき事故が発生した場合は、事業者は、利用者又は家族等に対し、損害賠償を速やかに行うものとする。

(秘密の保持)

第12条 事業所は、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を、正当な理由なく漏洩してはならない。

(個人情報の取り扱い)

第13条 利用者や家族等の個人情報については、業務上必要な範囲内において利用するものとし、あらかじめ利用者や家族等に対しその利用範囲及び目的について書面で説明を行い、承諾を得なければならない。

2 個人情報の第三者への提供については、業務上必要な範囲内において行うものとし、あらかじめ利用者及び家族等に対して、その利用範囲及び目的について書面で説明を行い、承諾を得なければならない。

3 その他個人情報の取り扱いに関する事項は、別に定める。

(高齢者虐待防止)

第14条 事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、利用者の虐待の防止に努めなければならない。

2 事業所は、従業者に対し人権擁護に取り組める環境を整備し、人権意識の啓発や知識向上を目的とした教育を実施しなければならない。

3 事業所は、家族等による利用者への虐待を発見した場合は、前2条の規定に関わらず、直ちに市町村に通報するものとする。

(その他の管理運営についての重要事項)

第15条 事業所の管理運営について、次の事項を遵守するものとする。

(1)人事、設備、備品及び会計に関する諸記録を適正に整備すること。

(2)訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。

(3)設備及び備品等の衛生管理に努めるとともに、従業者の清潔及び衛生に努めること。

(4)従業者の質的向上を図るために研修を受講する機会を確保するとともに、業務体制を整備すること。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、病院事業管理者が別に定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第11条関係)

訪問看護に係るその他の使用料

種別	区分	使用料額
訪問看護に係るその他の使用料	健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する訪問看護	指定訪問看護の事業の人数及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条第2項の規定により、市長が別に定める額

介護保険法に規定する訪問看護 及び介護予防訪問看護	指定居宅サービス等の事業の人員，設備 及び運営に関する基準（平成11年厚生 省令第37号）第66条第2項及び第3項の規 定により，市長が別に定める額
------------------------------	---